

「東日本大震災復興特別貸付」の取扱い期限の延長について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、東日本大震災により被害を受けた中小・小規模企業の皆さま向けの融資制度である「東日本大震災復興特別貸付」の取扱い期限を、平成23年9月30日から平成24年3月31日まで延長します。

日本公庫は、今後も、国の施策に基づく政策金融機関として、中小・小規模企業の皆さまへの支援を積極的に行っていきます。

東日本大震災に関する日本公庫の支援態勢については[こちら](#)をご覧ください。